

重要事項説明書（西尾病院居宅介護支援事業所）

1 事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人田中会
代 表 者 名	理事長 田中 正規
所 在 地 ・ 連 絡 先	(所在地) 愛知県西尾市和泉町 22 番地 (電 話) 0563-57-5138 (F A X) 0563-57-8025

2 事業所（ご利用施設）

施 設 の 名 称	西尾病院居宅介護支援事業所
開 設 年 月 日	平成 12 年 4 月 1 日
所 在 地 ・ 連 絡 先	(所在地) 愛知県西尾市和泉町 22 番地 (電 話) 0563-57-8000 (F A X) 0563-57-8221
介 護 保 険 指 定 番 号	2373200027
管 理 者 の 氏 名	永田 幸

3 施設の目的及び運営方針

(1) 目的

医療法人田中会が開設する西尾病院居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供します。

(2) 運営方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行います。
- ④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤24 時間体制を確保し、かつ、必要に応じて、利用者等の相談に対応する体制を確保しています。

4 施設の職員体制（2024. 4. 1 現在）

従 業 者 の 職 種	人 数 (人)	区 分			
		常 勤 (人)		非 常 勤 (人)	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務
管理者兼主任介護支援専門委員	1	1			
主任介護支援専門員	2	2			
介護支援専門員	5	5			

5 職員の勤務体制

従 業 者 の 職 種	勤 務 体 制
管理者兼介護支援専門員 主任介護支援専門員・介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）

6 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※必要に応じて利用者等の相談に対応できる様に24時間連絡体制

7 居宅介護支援サービスの概要

①申請の代行

利用者の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定を含む）に係る申請等について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。

②居宅サービス計画の作成

利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス計画を作成します。

③連絡調整

前項の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。

④継続的な情報提供

居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他便宜の提供を行います。

⑤留意事項

- ・相談受付場所は、契約者の居宅又は契約者が希望する場所、又は居宅介護支援事業所の相談室とします。
- ・介護支援専門員による契約者の状況把握（モニタリング）は原則として1か月に1回訪問しますが、必要時には随時訪問します。
- ・契約者とサービスを提供する居宅サービス事業者とサービス担当者会議を開催し、提供するサービスの質の向上及び連携に努めます。
- ・介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- ・調査（課題把握）の方法は、独自のアセスメント方式を使用しています。

8 ケアプランの割合

当事業所における居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

9 事業の実施地域

実施地域	西尾市(佐久島を除く)
------	-------------

10 交通費

事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は次の額を徴収します。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 | 無料 |
| (2) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 | 300円 |

11 サービス内容および事故発生時の対応・苦情等相談窓口

当事業所ご利用相談窓口	窓口責任者 医療法人田中会 事業所管理者 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話 (0563) 57-8000
西尾市役所 長寿課	電話 直通(0563)65-2119 代表 (0563) 56-2111 ご利用時間 8:30～17:15 ※ 西尾市以外の利用者の場合の連絡先は、各市町村の介護保険担当まで
愛知県国民健康保険 団体連合会	電話 (052) 971-4165

12 緊急時・事故発生時の対応

利用者の状況を把握し、速やかに家族及び居宅介護支援事業所の職員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 3 苦情相談の対応

- ①居宅介護支援事業所に関する苦情相談の窓口として担当者を置いています。
- ②利用者又はその家族、指定居宅サービス事業者等から事情を聞きます。
- ③苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討します。
- ④利用者及びその家族に今後の対応策を書面にて説明し同意を得ます。

1 4 虐待防止の対応

- ① 指定居宅サービス事業者又は介護者(家族・同居人)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。
- ② 虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催します。
- ③ 虐待を防止するための指針を整備します。
- ④ 虐待を防止するための従業員に対する研修を行います。
- ⑤ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いています。

1 5 秘密の保持

- ①従業員は、正当な理由がない限り業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
- ②従業員が退職後、在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- ③従業員が利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

1 6 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝え下さい。

1 7 居宅介護支援に関するサービス利用料金（2024. 4. 1 現在）

地区単価 西尾市 6 級地

1 単位は 10.42 円

・ 居宅介護サービス計画費 要介護 1・2	1086 単位
・ 居宅介護サービス計画費 要介護 3・4・5	1411 単位
・ 初回加算	300 単位
・ 入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位
・ 入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位
・ 通院時情報連携加算	50 単位
・ 退院退所加算	
連携 1 回 カンファレンス参加無	450 単位
連携 1 回 カンファレンス参加有	600 単位
連携 2 回 カンファレンス参加無	600 単位
連携 2 回 カンファレンス参加有	750 単位
連携 3 回 カンファレンス参加有	900 単位
・ ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
・ 緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位
・ 特定事業所加算Ⅱ	421 単位
・ 特定事業所集中減算	▲200 単位
正当な理由のない特定の事業所への偏りの割合が 80%を超える場合	

現時点において利用者負担はありません。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、西尾病院居宅介護支援事業所のサービス内容及び重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 乙	住 所	愛知県西尾市和泉町 22
	法人名	医療法人田中会
	事業所名	西尾病院居宅介護支援事業所
	(事業所番号)	2373200027
	代表者名	田中 正規
説明者	職 名	介護支援専門員
	氏 名	

私は、重要事項説明書に基づいて、西尾病院居宅介護支援事業所のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 甲	住 所
	氏 名
代理人（選任した場合）	住 所
	氏 名